

○道路交通法違反に係る指示及び自動車の使用制限の運用基準等に関する事務処理要領の制定について（例規通達）

平成14年8月14日群本例規第39号（交指）警察本部長

改正

- 平成16年10月群本例規第41号（交指）
- 平成18年6月群本例規第26号（交指）
- 平成19年7月群本例規第21号（交指）
- 平成22年3月群本例規第6号（務）
- 平成23年2月群本例規第5号（総企）
- 平成26年5月群本例規第36号（交企）
- 平成28年3月群本例規第5号（務）
- 平成28年3月群本例規第8号（監）
- 平成29年3月群本例規第4号（交企）
- 令和3年8月6日群本例規第19号（交企）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条第2項の下命・容認に係る自動車の使用制限及び最高速度違反等に係る指示並びに法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限については、別添のとおり道路交通法違反に係る指示及び自動車の使用制限の運用基準等に関する事務処理要領を定めたので、部下職員に対し徹底した指導教養を行い、この制度の円滑な推進と事務処理の万全を期されたい。

なお、次に掲げる例規通達及び依命通達は、廃止する。

- 1 自動車の使用制限（最高速度違反行為、放置行為、過積載をして車両を運転する行為及び過労運転に係るものを除く。）に関する事務処理要領の制定について（平成2年群本例規第30号）
- 2 放置行為に係る指示及び自動車の使用制限に関する事務処理要領の制定について（平成2年群本例規第31号）
- 3 過積載に係る指示及び自動車の使用制限に関する事務処理要領の制定について（平成6年群本例規第18号）
- 4 最高速度違反行為及び過労運転に係る使用者に対する指示並びに当該指示に基づく自動車の使用制限処分等の運用について（平成10年3月24日付け群交指第139号交通部長依命通達）

別添

道路交通法違反に係る指示及び自動車の使用制限の運用基準等に関する事務処理要領

第1 総則

1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条第2項の下命・容認に係る自動車の使用制限及び最高速度違反等に係る指示並びに法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の運用基準等に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

(1) 下命・容認に係る使用制限

法第75条第2項の規定に基づき、群馬県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が自動車の使用者に対し、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(2) 処分対象行為

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の6第1号及び第2号に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。

(3) 処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア 使用者等処分事情

自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に、法第117条の2第2号若しくは第3号、法第117条の4第5号から第7号まで、法第118

条第1項第4号若しくは第5号、法第119条第1項第11号又は法第119条の3第1項第3号の違反行為をしたものであること。

イ 運転者処分事情

自動車の運転者が、当該違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したこと。

(4) 使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

(5) 指示

法第22条の2第1項、法第58条の4又は法第66条の2第1項の規定による指示をいう。

(6) 指示に係る使用制限

法第75条の2第1項の規定に基づき、公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(7) 処分前歴

自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限、法第75条の2第1項に規定する指示に係る使用制限（以下「指示に係る使用制限」という。）又は法第75条の2第2項に規定する納付命令に係る使用制限（以下「納付命令に係る使用制限」という。）を受けたことをいう。

(8) 点数の付与

令第26条の7第1項の規定により点数を付することをいう。

(9) 累計点数

令第26条の7第1項に規定する当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数をいう。

(10) 前歴の回数

令第26条の7第1項の表2の備考に規定する前歴の回数をいう。

第2 法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準

1 期間の計算

(1) 下命・容認に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。

(2) 令第26条の6第2号の表の下欄中「過去1年以内」という場合の期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。この場合において、処分前歴の計算はその処分期間の始期が過去1年以内にある者について計算するものとし、1年間は365日とするものとする。

2 聴聞

下命・容認に係る使用制限は、自動車の使用者に対して直接に義務を課すものであり、不利益処分に当たる。したがって、下命・容認に係る使用制限を行おうとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）の区分によれば弁明の機会の付与を行うこととなるが、手続保障の観点から、聴聞の手続をとることとされている（法第75条第4項から第8項まで）。

3 対象自動車

下命・容認に係る使用制限の対象となる自動車は、使用者が使用する自動車であり、かつ、下命・容認に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車である。したがって、違反行為に用いられた自動車が滅失した場合、当該自動車の使用者が変更された場合等は、下命・容認に係る使用制限は行うことができない。

4 処分が競合する場合等における取扱い

(1) 下命・容認に係る使用制限と指示又は納付命令に係る使用制限が競合する場合

同一の自動車に係る同一の違反行為について、下命・容認に係る使用制限の要件と指示又は納付命令に係る使用制限の要件の両方を同時に満たすときは、軽減前の量定が最も重いこととなる要件に従って処分するものとする。

(2) 処分中に当該処分に係る違反行為が行われた場合

下命・容認に係る使用制限又は指示若しくは納付命令に係る使用制限の期間中であるにもか

かわらず、当該処分に係る車両の使用者が当該処分に係る車両を運転者に運転させ、当該運転者が当該処分に係る違反行為をし、下命・容認に係る使用制限又は指示若しくは納付命令に係る使用制限の要件を満たすこととなった場合には、これらの規定による処分は、当初の使用制限の期間が満了した後に執行するものとする。

## 5 下命・容認に係る使用制限の処分量定の細目基準

### (1) 処分量定基準

令第26条の6の規定による下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

### (2) 処分対象行為等に付する基礎点数

#### ア 処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表第1に掲げるとおりとする。

#### イ 処分事情に付する点数

(ア) 処分事情のうち、使用者等処分事情については、自動車の運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表第1に掲げる点数を付するものとする。

(イ) 処分事情のうち、運転者処分事情については、別表第2に掲げる点数を付するものとする。

#### ウ 使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、使用者等処分事情に係る違反行為の数え方については、法第75条第1項における包括一罪、併合罪等刑罰上の評価にかかわらず、行政処分上の評価として使用者等の下命又は容認ごとに1回として数えるものとする。この場合において、処分事情としての使用者等の違反行為を数える場合には、これに点数を付するか否かの観点を離れて評価すべきであり、使用者等が運転者に対して下命又は容認行為を行った事実があれば足り、必ずしも運転者が下命又は容認に係る行為を行うことを要しないことに留意する必要がある。

なお、具体的な違反行為の数え方については、次の例を参考とすること。

(ア) 使用者等が同時に数名の運転者に対して下命又は容認行為を行った場合は、数個の違反行為として数えるものとする。

(イ) 運転者に対して数回にわたる違反行為を一度の機会に下命した場合は、1回の行為として数え、その後、運転者が下命に係る違反行為を継続し、それを使用者等が容認したときは、その容認行為が行われるごとに1回として数えるものとする。

なお、運転者が下命に基づいて同一日に数回にわたる違反行為を行った場合は、時間、運行経路等に特段の事情がない限り、1回の違反として数えるものとする。

(ウ) 運転者に対して異なる数個の違反行為を同時に下命又は容認行為をした場合は、数回の違反行為として数えるものとする。

### (3) 処分量定の方法

#### ア 点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記(2)を準用し、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

#### イ 処分期間の量定

処分期間の量定は前記アの合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表第3のとおりとする。

### (4) 処分量定に当たっての留意事項

#### ア 政令で定める基準との関係

前記(3)により処分量定を行った結果、処分期間が令第26条の6第1号及び第2号にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合は、その上限をもって処分期間とするものとする。

#### イ 処分の軽減等

(ア) 使用者等処分事情についての点数の付与は、自動車の運転者の違反行為が現認されなかったものについては、処分対象行為が行われた日を起算日として、過去1月以内に運転者の違反行為が行われたもののみについて行うものとする。

- (イ) 処分前歴がなく、かつ、法令違反のみに係る事案については、次に掲げる範囲内で処分量定を行うものとする。
- a 自動車1台当たりの処分期間は、令第26条の6第1号及び第2号に規定されている処分期間の上限の2分の1を超えないものとする。
  - b 一事業所における処分台数は、当該処分時における稼働台数の20パーセント以下とする。ただし、稼働台数10台未満の場合は、1台とする。
- (ウ) 次に掲げる事情がある場合であって、当該事業所における安全運転管理に顕著な改善点があると認められるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。この場合において、違反行為の内容及び被処分者に自動車を使用させることの危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分を軽減することとし、同一条件にある被処分者に対して公平な取扱いになるように配慮すること。
- a 当該処分により公共交通力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合
  - b 処分前歴がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため、事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合
  - c その他情状酌量すべき事情がある場合
- (エ) 処分事情として評価される下命又は容認行為に係る自動車又は自動車の運転者は、当該下命・容認に係る使用制限に係る自動車又は自動車の運転者であることを要しない。

### 第3 最高速度違反行為等に係る指示の運用基準

#### 1 指示に係る弁明の機会の付与

指示は、行政手続法に定める不利益処分に当たることから、同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与の手続をとること。

なお、弁明の機会の付与に当たっては、予想される指示の内容を具体的に示すことにより、不利益処分の内容を明らかにすること。

#### 2 最高速度違反行為に係る指示の運用基準等

##### (1) 指示の運用基準

ア 最高速度違反行為（法第22条に規定する最高速度を超えて車両を運転する行為）に係る指示は、車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為が行われた場合において、次の（ア）から（オ）のいずれかの要件に該当し、車両の運転者に対して最高速度違反行為を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない、車両による運行について、最高速度違反行為が行われていないかどうか的確に把握されていない、車両に係る運行計画が最高速度違反行為の防止に留意したものとなっていない、車両に係る運送に関する契約が最高速度違反行為の防止に十分に留意したものとなっていない、など当該使用者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

(ア) 車両の使用者が、車両の使用の本拠の位置において使用する車両について車両の使用者の業務に関し、過去1年以内に2回以上の最高速度違反行為が行われた場合における当該使用者であるとき

(イ) 車両の使用者が、運転者に対して、車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを命じ、若しくは運転者が当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

(ウ) 車両の使用者が、運転者に対して、車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

(エ) 車両の使用者が、車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に最高速度違反行為に係る指示を受けた者である場合

(オ) 車両の使用者が、車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

イ 前記アにかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

- (ア) 前記アの(ア)から(オ)までのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限とすることとなる場合
- (イ) 前記アの(ア)から(オ)までのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合(当該指示が現に効力を有する場合に限る。)

ウ 「車両の使用者の業務に関し」とは、法第75条第1項と同様、使用者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味であり、当該車両の使用者以外の者が、私用でその自動車を使用し、最高速度違反行為を行った場合等は、指示の対象とならない。  
なお、本条における「業務」とは使用者の企業活動を「業務」とするものである。

(2) 指示の内容

指示の内容は、最高速度違反行為に係る車両の使用の態様に応じて、使用者が講ずべき措置を、別表第4の例によりできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

(3) 留意事項

- ア 指示に係る最高速度違反行為は、当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られること。
- イ 指示に係る最高速度違反行為は、当該車両の使用者の業務に関して行われたものに限られること。
- ウ 指示の内容の確定に当たっては、使用者が最高速度違反行為を防止するために講じている措置の内容や自動車の使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用態様等を確認するとともに、必要に応じて、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなどにより疑問点の解明に努め、指示の内容が適正かつ効果的なものとなるように配慮すること。

3 過積載運転行為に係る指示の運用基準等

(1) 指示の運用基準

ア 過積載運転行為(法第57条第1項に規定する「過積載」をして自動車を運転する行為をいう。以下同じ。)に係る指示は、過積載運転行為が行われ、運転者に法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令(以下「措置命令」という。)がされた場合において、次のいずれかに該当しているときに限り行うものとする。

(ア) 車両の使用者が、車両の使用の本拠の位置において使用する車両について過去1年以内に1回以上過積載運転行為が行われ、車両について措置命令がされた場合における使用者であるとき

(イ) 車両の使用者等が、運転者に過積載運転行為をすることを命じ、若しくは運転者が過積載運転行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

(ウ) 車両の使用者等が、運転者に過積載運転行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

(エ) 車両の使用者が、車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた者である場合

(オ) 車両の使用者が、車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限(過積載運転行為に係るものに限る。)又は指示に係る使用制限(過積載運転行為に係るものに限る。)を受けた者である場合

イ 前記アにかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、指示を行わないものとする。

(ア) 前記アの(ア)から(オ)までのいずれかに該当することとなる過積載運転行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

(イ) 前記アの(ア)から(オ)までのいずれかに該当することとなる過積載運転行為に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合(当該指示が現に効力を有する場合に限る。)

(2) 指示の内容

指示の内容は、過積載運転行為に係る車両の使用の態様に応じて、使用者が講ずべき措置を別表第5の例により具体的に示すように努めるものとする。

(3) 留意事項

- ア 指示に係る過積載運転行為は、車両の使用者以外の運転者がしたものに限られること。
- イ 使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用の態様等について疑義がある場合には、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなど疑問点の解明に努めること。

#### 4 過労運転に係る使用者に対する指示の運用基準等

##### (1) 指示の運用基準

ア 過労運転（法第66条に規定する理由のうち、過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為）に係る指示は、車両の使用者の業務に関して過労運転が行われた場合において、次の（ア）から（オ）のいずれかの要件に該当し、車両の運転者に対して過労運転を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない、車両による運行について、過労運転が行われていないかどうか的確に把握されていない、車両に係る運行計画が過労運転の防止に留意したものとなっていない、車両に係る運送に関する契約が過労運転の防止に十分に留意したものとなっていない、車両の運転者に対して運行前の点呼等により過労運転となるおそれのある状態で車両を運転させないようにするための措置が的確に行われていない、など当該使用者が当該車両について過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

（ア） 車両の使用者が、車両の使用の本拠の位置において使用する車両について車両の使用者の業務に関し過去1年以内に1回以上の過労運転が行われた場合における当該使用者であるとき。

（イ） 車両の使用者等が、運転者に対して、車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを命じ、若しくは運転者が当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

（ウ） 車両の使用者等が、運転者に対して、車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合

（エ） 車両の使用者が、車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に過労運転に係る指示を受けた者である場合

（オ） 車両の使用者が、車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）を受けた者である場合

イ 前記アにかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

（ア） 前記アの（ア）から（オ）までのいずれかに該当することとなる過労運転について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

（イ） 前記アの（ア）から（オ）までのいずれかに該当することとなる過労運転に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

ウ 「当該車両の使用者の業務に関し」とは、法第75条第1項と同様、使用者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味であり、車両の使用者以外の者が私用でその自動車を使用し、過労運転を行った場合等は指示の対象とならない。

なお、本条における「業務」とは使用者の企業活動を「業務」とするものである。

エ 「過労」とは、精神又は身体が正常な運転ができない程度に疲労していることであり、法第66条第1項に定める「過労」と同様のものである。

睡眠時間、仕事の質、量等を考慮して個々具体的に判断すること。

##### (2) 指示の内容

指示の内容は、過労運転に係る車両の使用の態様に応じて、使用者が講ずべき措置を別表第6の例により具体的に示すように努めるものとする。

##### (3) 留意事項

ア 指示に係る過労運転は、当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られること。

イ 指示に係る過労運転は、車両の使用者の業務に関して行ったものに限られること。

ウ 使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用の態様等について疑義がある場合には、法第75条の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなど疑問点の解明に努めるこ

と。

#### 第4 指示に係る使用制限の処分量定の細目基準

##### 1 聴聞

指示に係る使用制限は、自動車（重被牽引車を含む。以下同じ。）の使用者に対して直接に義務を課すものであり、不利益処分にあたる。したがって、指示に係る使用制限を行おうとするときは、行政手続法の区分によれば弁明の機会の付与を行うこととなるが、手続保障の観点から、聴聞の手続をとることとされている（法第75条の2第3項において準用する法第75条第4項から第8項まで）。

##### 2 指示に係る使用制限の対象自動車

指示に係る使用制限の対象となる自動車は、指示を受けた使用者が使用する自動車であり、かつ、指示に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車である。したがって、違反行為に用いられた自動車が滅失した場合、当該自動車の使用者が変更された場合等は、指示に係る使用制限は行うことができない。

##### 3 処分量定の基準

令第26条の7の規定による指示に係る使用制限の処分基準に該当することとなった自動車の使用者に対する使用制限の処分期間の具体的量定は、累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別表第7に掲げる基準期間を超えない範囲内で行うものとする。

##### 4 点数の付与

- (1) 点数の付与は、別表第8のとおり当該指示に係る自動車ごとに行われ、自動車ごとに累計点数の計算を行うものとする。
- (2) 点数の付与は、当該自動車の使用者と運転者が異なる場合に行うものとする。
- (3) 点数の付与は、最高速度違反行為又は過労運転にあつては車両の使用者の業務に関して行われた場合、過積載運転行為にあつては過積載運転行為に係る自動車について措置命令がされた場合に限り行うものとする。

##### 5 前歴の回数

- (1) 前歴の回数は、自動車の使用者の属性であり、自動車の使用者が同一の使用の本拠の位置において使用し、又は使用したことのあるすべての自動車に係る前歴の回数を考慮すべきものとする。
- (2) 前歴の回数が1回以上である使用者に係る令第26条の7に定める使用制限の処分の要件を満たすこととなるのは、前歴の回数が1回以上である状態の下において、累計点数が令第26条の7第1項の表2の下欄に定める点数以上の点数に該当することとなる場合である。  
なお、別表第7に定める前歴の回数が1回以上に該当することとなる場合についても同様である。
- (3) 前歴の回数は、過去1年以内における下命・容認に係る使用制限（当該使用制限に係る違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（当該使用制限に係る違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。）の始期の回数を計算するものとする。この場合において、その計算に当たっては、次のことに留意すること。  
ア 例えば、最高速度違反行為について下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限を受けた使用者がこれに従わずに当該自動車を使用し、当該自動車について最高速度違反行為が行われた場合は、当該使用制限を受けたことを前歴の回数の計算に入れること。  
イ 例えば、最高速度違反行為について下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限を受けた使用者がこれに従わずに当該自動車を使用し、当該自動車について過積載運転行為が行われた場合には、当該使用制限を受けたことは、前歴の回数の計算に含まないこと。

##### 6 期間の計算

- (1) 指示に係る使用制限の処分期間は、当該指示に係る処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。
- (2) 令第26条の7第1項の表2の備考中「過去1年以内」という場合における期間の計算は当該指示に係る使用制限の対象となる違反行為が行われた日を起算日とし、1年は365日として計算するものとする。
- (3) この基準に従って量定した日数が令第26条の7第1項の表3に定める期間を超える場合は、

同表に定める期間を指示に係る使用制限の処分期間とするものとする。

## 7 処分の軽減

次に掲げる事情がある場合であって、自動車の使用の本拠における自動車の運行管理に顕著な改善があると認められるときは、処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を短縮することにより処分を軽減することができるものとする。この場合において、処分の軽減を行うときは、違反行為の内容及び被処分者に自動車を使用させることの危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分を軽減することとし、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いにならないように配慮すること。

- (1) 処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合
- (2) 下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限の前歴の回数がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため、事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- (3) その他情状酌量すべき事情がある場合

## 8 処分が競合する場合等における取扱い

第2の法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準のとおりとするものとする。

## 第5 事務処理要領

### 1 警察署等の事務処理要領

#### (1) 取扱責任者及び事務担当者の指定

ア 交通部交通機動隊（以下「交機隊」という。）、交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）及び警察署（以下これらを「警察署等」という。）に指示・使用制限事務取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）及び指示・使用制限事務担当者（以下「事務担当者」という。）を置くものとする。

イ 取扱責任者は交機隊及び高速隊にあつては副隊長を、警察署にあつては交通課長をもって充て、事務担当者は直接対象事務を処理する者の中から交通部交通機動隊長、交通部高速道路交通警察隊長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）が指定するものとする。

ウ 取扱責任者は、処分対象事務について全般的な指揮に当たるものとする。

エ 事務担当者は、上司の命を受け、処分対象事案の調査及び審査、交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）への送付事務、交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）からの通報による指示・使用制限の執行その他必要な事務の処理に当たるものとする。

#### (2) 処分対象事案の報告

警察署長等は、交通違反事件又は交通事故事件の捜査を通じて、処分対象事案を検挙したときは、速やかに指示・使用制限事案報告書（別記様式第1号）に当該処分対象事案に係る交通（反則）切符、現認報告書その他の捜査書類等の写しを添付して交通指導課長を経て交通部長へ報告するものとする。この場合において、最高速度違反については最高速度違反登録票（甲）（別記様式第2号）を、過積載については通行指示・応急措置報告書（甲）の写しを併せて報告するものとする。

### 2 警察本部における事務処理要領

#### (1) 本部取扱責任者及び本部事務担当者の指定

ア 警察本部に指示・使用制限事務取扱責任者（以下「本部取扱責任者」という。）及び指示・使用制限事務担当者（以下「本部事務担当者」という。）を置くものとする。

イ 本部取扱責任者は交通指導課の指示・使用制限事務を担当する課長補佐をもって充て、本部事務担当者は交通指導課の指示・使用制限事務を担当する課員の中から交通指導課長が指定するものとする。

ウ 本部取扱責任者は、交通指導課長の命を受け、指示・使用制限に関する事務を総括処理するものとする。

エ 本部事務担当者は、上司の命を受け、次に掲げる指示・使用制限に関する事務を処理するものとする。

- (ア) 関係所属間の事務調整
- (イ) 処分対象事案の調査及び審査



- (ウ) 指示及び自動車の使用制限に対する報告又は資料提出要求に係る事務
- (エ) 他の都道府県警察に係る処分対象事案の移送及び執行依頼
- (オ) 関係行政庁の意見聴取及び通知
- (カ) 聴聞関係手続事務
- (キ) 標章の除去手続事務
- (ク) 審査請求に係る事務

(2) 関係所属との連絡調整

交通指導課長は、使用制限に関する事務の適正な運用を図るため、警務部情報管理課長（以下「情報管理課長」という。）及び警察署長等との連絡調整に努めるものとする。

(3) 処分対象事案の審査等

ア 交通指導課長は、情報管理課長から最高速度違反管理システム、放置駐車違反管理システム若しくは過積載管理システム（以下「管理システム」という。）による通報を受けたとき、警察署長等から指示・使用制限事案報告書等により報告を受けたとき、自ら処分対象事案と認められる事案を発見したとき、又は他の都道府県警察から処分対象事案の移送を受けたときは、事実の認定が適切に行われ、かつ、事実の証明が十分であるかについて、次の要領で調査及び審査するものとする。

(ア) 第3、第4及び第5の指示・使用制限の運用基準及び処分量定の細目基準により調査又は審査をするものとする。

(イ) 事業者が最高速度違反行為等を防止するために講じている措置の内容等を確認するとともに、必要に応じて、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなどにより疑問点の解明に努めるものとする。

イ 事業所カードの作成

(ア) 交通指導課長は、指示・使用制限該当事案と認めた場合及び他の都道府県警察から処分対象事案の移送を受けた場合は、当該事業所ごとに事業所カード（別記様式第3号）を作成し、整理保管するものとする。この場合において、事業所カードが既に保管されているときは、新たに処分対象事案に係る事項を追記するものとする。

(イ) 交通指導課長は、前記（ア）により事業所カードを作成した事業所に対して、指示若しくは使用制限の執行を行い、又は他の都道府県警察からその結果報告を受けたときは、必要事項を事業所カードに追記するものとする。

ウ 関係行政庁に対する意見聴取

交通指導課長は、処分対象事案の事実を確認し処分の執行を行おうとする場合において、当該処分に係る自動車の使用者が道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者又は貨物運送取扱事業者（平成元年法律第82号）の規定による第二種利用運送事業を営業者であるときは、あらかじめ、指示の場合は当該指示に関する意見照会書（別記様式第4号）により、自動車の使用制限の場合は群馬県道路交通法施行細則（昭和54年公安委員会規則第1号。以下「県細則」という。）第33条の2に規定する自動車の使用制限に関する意見照会書により、関東運輸局群馬運輸支局長を経由して関東運輸局長に通知し、意見を聴取するものとする。

3 弁明の機会の付与

法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示は、行政手続法の規定による不利益処分に当たることから、同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与の手続をとること。

なお、弁明の機会の付与に当たっては、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）に定めるところによるとともに、予想される指示の内容を具体的に示すことにより、不利益処分の内容を明らかにすること。

4 指示の執行

(1) 指示書の作成

交通指導課長は、公安委員会が指示を決定した事案については、県細則第33条に規定する指示書を作成するものとする。

(2) 指示書の執行指示

警察本部長（以下「本部長」という。）は、当該処分に係る事業所の位置を管轄する警察署長に対して、指示・使用制限執行指示書（別記様式第5号。以下「執行指示書」という。）に指示書を添付して当該処分の執行を指示するものとする。また、他の都道府県警察から指示の執行依頼を受けた場合においても同様の措置をとるものとし、執行結果については、当該都道府県警察に連絡するものとする。

### (3) 指示の執行要領

指示の執行要領は、県細則第33条に定めるところによるほか、次の要領によるものとする。

- ア 前記(2)の指示を受けた警察署長は、速やかに当該処分に係る事業所の使用者（以下「被処分者」という。）の出頭を求め、又は当該事業所に赴き処分を執行するものとする。
- イ 処分の執行に際しては、被処分者に処分理由を告げ、指示書を交付するものとする。
- ウ 被処分者に指示・使用制限執行報告書（別記様式第6号。以下「執行報告書」という。）の請書欄に所定事項を記入させるものとする。

### (4) 指示の執行結果報告

- ア 警察署長は、前記(3)により指示処分を執行したときは、執行報告書により交通指導課長を経て公安委員会に報告するものとする。
- イ 警察署長は、被処分者が所在不明等の理由により処分を執行できないときは、指示・使用制限執行不能報告書（別記様式第7号。以下「不能報告書」という。）により本部長に報告するものとする。

### (5) 指示登録等

交通指導課長は、公安委員会が指示又は指示の取消しを決定したとき、及び前記(4)の執行結果が判明したときは、指示登録等の手続をとるものとする。

### (6) 指示の執行依頼等

交通指導課長は、公安委員会が指示を決定した後に、当該指示に係る事業所の位置が他の都道府県警察の管轄区域内に変更された場合は、県細則第33条の4に規定する指示・車両使用制限執行依頼書（以下「執行依頼書」という。）に指示書その他関係書類を添付して変更先の都道府県警察に指示の執行を依頼するものとする。

## 5 聴聞手続

交通指導課長は、第2の3の規定による審査の結果、使用制限の必要を認めるときは、聴聞規則による聴聞手続によるほか、次により行うものとする。

### (1) 聴聞の通知

処分基準に該当する事業所の使用者に対する聴聞の通知は、聴聞が行われる日の1週間前までに、聴聞規則に規定する聴聞通知書により、警察署長を通じて行うものとする。この場合において、警察署長は、受領書（別記様式第8号）を徴して、交通指導課長へ送付するものとする。

### (2) 聴聞の公示

聴聞の期日及び場所等の公示は、別記様式第9号の書面を群馬県公安委員会の公告式に関する規則（昭和37年群馬県公安委員会規則第12号）に規定する掲示板に掲示して行うものとする。

### (3) 聴聞記録の作成

交通指導課長は、聴聞出席者の氏名、聴聞の経過及び内容の要点を記録し、関係書類に添付しておくものとする。

## 6 使用制限の執行

### (1) 使用制限書の作成

交通指導課長は、公安委員会が使用制限を決定した事案については、県細則第33条の3の規定により自動車の使用制限の命令を行い、同条に規定する車両の使用制限書を作成するものとする。

### (2) 使用制限の執行指示

本部長は、警察署長に対して、執行指示書に車両の使用制限書及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「法規則」という。）第9条の15に規定する標章（以下「標章」という。）を添付して使用制限の執行を指示するものとする。また、他の都道府県警察から使用制限の執行依頼を受けた場合においても同様の措置をとるものとし、執行結果については、

当該都道府県警察に連絡するものとする。

(3) 使用制限の執行要領

ア 前記(2)の指示を受けた警察署長は、速やかに被処分者に対し、車両の使用制限書の運転禁止の期間欄に禁止を命じた期間を記入して交付するとともに、当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇所に標章をはり付けて執行するものとする。

イ 被処分者に執行報告書の請書欄へ所定事項を記入させるものとする。

ウ 使用制限を執行する場合は、当該処分に係る自動車の所在を確認し、車両の使用制限書の交付及び標章のはり付けを同時に実施するものとする。

(4) 執行結果の報告

ア 警察署長は、前記(3)の規定により処分を執行したときは、執行報告書により交通指導課長を経て公安委員会に報告するものとする。

イ 警察署長は、被処分者が所在不明又は当該処分に係る自動車の転売若しくは廃車その他の理由により処分を執行できないときは、不能報告書により本部長に報告するものとする。

(5) 使用制限の履行確認

警察署長は、処分執行後におけるその履行を確保するため、定期的に被処分自動車及び標章のはり付けの状況について確認するものとする。

(6) 使用制限の執行依頼等

ア 交通指導課長は、公安委員会が使用制限を決定した後に、当該使用制限に係る事業所の位置が他の都道府県警察の管轄区域内に変更された場合は、執行依頼書に車両の使用制限書、標章その他関係書類を添付して、変更先の都道府県警察に使用制限の執行を依頼するものとする。

イ 交通指導課長は、他の都道府県警察から使用制限の執行の依頼を受けたときは、前記(2)から(5)までに規定する手続に基づき、速やかに使用制限の執行を行い、依頼のあった当該都道府県警察にその結果を連絡するものとする。

7 標章の除去手続等

(1) 標章除去申請受理

ア 警察署長は、法第75条第10項（法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）及び法規則第9条の16に規定する標章除去の申請があったときは、当該事案の申請事情、申請人の資格等を確認し、関係書類を添えて速やかに交通指導課長に送付するものとする。

イ 前記アに添付する関係書類は、法規則第9条の16に規定する書類とする。

ウ 前記アの送付を受けた交通指導課長は、当該事案の内容を審査し、申請が適正であると認められる場合は、公安委員会に報告の上、標章除去の手続を行うものとする。

(2) 標章除去決定通知書の作成

交通指導課長は、公安委員会が標章除去を決定したときは、県細則第33条の6に規定する標章除去決定通知書を作成するものとする。

(3) 標章の除去

ア 標章除去の指示は、標章除去執行指示書（別記様式第10号）により行うものとする。この場合において、交通指導課長は、標章除去決定通知書を当該警察署長に送付するものとする。

イ 前記アの指示を受けた警察署長は、標章の取除きを行う場合は、当該申請人に標章除去決定通知書を交付し、同人の立会いを得た上で、当該標章を取り除くものとする。

ウ 処分期間が経過した場合における被処分自動車にはり付けられた標章の除去は、原則として当該処分を執行した警察署長が行うものとし、車両の使用制限書の月日を確認し、被処分者の立会いを得た上で、当該標章を取り除くものとする。

エ 取り除いた標章は、焼却するなど復元できない方法により破棄するものとする。

(4) 標章除去の結果報告

警察署長は、標章を除去したときは、標章除去結果報告書（別記様式第11号）により交通指導課長を経て本部長に報告するものとする。

(5) 標章除去のデータ入力

標章除去の報告を受けた交通指導課長は、管理システムに標章除去のデータ入力を行うものとする。

## 8 記録の保存

交通指導課長は、次の関係記録書類をそれぞれに掲げる期間保存するものとする。

- (1) 指示又は使用制限の執行をした事業所カード等の関係書類は、執行の日から起算して3年を経過する日までの期間
- (2) 指示又は使用制限を決定したが、被処分者が所在不明のため使用制限が未執行となっている事案は、指示又は使用制限の決定の日から起算して3年を経過する日までの期間

## 9 審査請求の取扱い

審査請求がされた場合の取扱いについては、群馬県公安委員会審査請求手続規程（平成28年群馬県公安委員会規程第3号）の規定によるほか、次により取り扱うものとする。

- (1) 教示は、指示書に明記して行うものとする。ただし、被処分者から口頭等により教示を求められたときは、必要事項を教示するものとする。
- (2) 審査請求が、警察署等に直接提出された場合は、交通指導課長に電話等により速報するものとする。この場合において、審査請求書の記載事項及びその内容は、補正せず、正本を直ちに交通指導課長に送付するものとする。

前 文（抄）（令和3年8月6日群本例規第19号（交企））

- 1 この例規通達による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この例規通達による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表及び別記様式省略